

特別版 年収の壁 改正のあらまし

所得税の「年収の壁」 103万円から160万円へ

「年収の壁」のうち、特に「103万円の壁」について、大きな話題になっています。「103万円の壁」とは、所得税が課税される年収ライン（給与収入）の基準です。令和7年度の税制改正により、この年収ラインが引き上げられ、「160万円の壁」に変わりました。改正の内容について解説します。



年収160万円を超えたら、所得税が生じます

次の所得税の改正が、年収の壁に影響します。

改正①：給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、65万円に引き上げられます（改正前：55万円）。これにより、給与等の収入金額が190万円以下の方の控除額が増加します。

改正②：基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下の方の基礎控除額が引き上げられ、58万円となります（改正前：48万円）。

改正③：基礎控除に特例措置

改正②に加え、合計所得金額が655万円以下の場合には、合計所得金額に応じ、最大37万円が基礎控除額に上乗せされます。

この特例措置は、合計所得金額が132万円以下の場合の上乗せ控除額（37万円）のみ、恒久措置となります。それ以外は、令和7年分と令和8年分の2年間の限定措置です。

改正②と改正③を整理すると、下表のようになります。

■特例の上乗せ分を加えると、基礎控除の控除額はいくらになる？（赤字が改正部分）

合計所得金額		給与収入のみの場合※		令和6年	令和7年・令和8年	令和9年
132万円以下		200万円以下		48万円	95万円	95万円
132万円超	336万円以下	200万円超	475万円以下	48万円	88万円	58万円
336万円超	489万円以下	475万円超	665万円以下	48万円	68万円	58万円
489万円超	655万円以下	665万円超	850万円以下	48万円	63万円	58万円
655万円超	2,350万円以下	850万円超	2,545万円以下	48万円	58万円	58万円
2,350万円超	2,400万円以下	2,545万円超	2,595万円以下	48万円	48万円	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	2,595万円超	2,645万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	2,645万円超	2,695万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超		2,695万円超		-	-	-

※所得金額調整控除は考慮外

基礎控除と基礎控除の特例による控除額は最大95万円、これに、給与所得控除の最低保障額65万円をプラスすると160万円。これが「160万円の壁」です。



他の年収の壁はどうなるの？

扶養控除等の「年収の壁」

配偶者や扶養親族にかかる控除にも改正の影響が及び、「年収の壁」が変わります。

配偶者にまつわる「年収の壁」

■配偶者の給与収入金額と控除の関係

配偶者の給与収入金額		超えるとどうなる？
改正前	改正後	
103万円	123万円	配偶者控除の適用ができなくなる → 配偶者特別控除の対象に
150万円	160万円	配偶者特別控除の満額適用(38万円)ができなくなる
201万円	201万円	配偶者特別控除が適用できなくなる

扶養親族にまつわる「年収の壁」

■扶養親族の給与収入金額と控除の関係

扶養親族の給与収入金額		超えるとどうなる？
改正前	改正後	
103万円	123万円	扶養控除の適用ができなくなる
-	123万円	特定親族特別控除※の適用ができる
-	150万円	特定親族特別控除の満額適用(63万円)ができなくなる
-	188万円	特定親族特別控除が適用できなくなる

※ **特定親族特別控除**は、大学生等の一定の子を扶養する場合に受けられる控除です。これまで扶養控除が学生バイトの働き控えの原因となっていたことから、その対策として、今回の改正で創設されました。

住民税の「年収の壁」

住民税については、基礎控除の改正はありません。給与所得控除の見直しは行われますので、所得税と同様に最低保障額が10万円引き上げられ、65万円となります。これにより、住民税の支払いが発生する「年収の壁」も、10万円引き上がります。

■一般的な住民税の「年収の壁」※

改正前	改正後
100万円の壁	110万円の壁

※住民税は自治体により異なるため、年収の壁も自治体により異なります。

社会保険の「年収の壁」

社会保険には、次の2つの「年収の壁」があります。これらの壁は超えると手取りが減少する「手取りの逆転現象」が起こるため、働き控え等の要因となっています。

■社会保険の「年収の壁」

106万円の壁	従業員51人以上の会社にお勤めの場合、健康保険・厚生年金保険の各保険料の支払いが発生
130万円の壁	上記以外にお勤めの場合に、国民健康保険・国民年金の各保険料の支払いが発生

今回の税制改正の動きに合わせ、これら社会保険の壁についても調整が検討されていましたが、原稿執筆時点（2025年4月21日時点）では変更は行われていません。引き続き、最新情報にご注目ください。

なお、所得税については令和7年分、住民税は令和8年度から適用されますが、給与等での源泉徴収への反映は令和8年分からとなります。給与所得者の場合、令和7年分については、基本的には年末調整で調整を行うこととなります。

